

臨時議会で賛成多數へ
法定合併協議会設置へ

4月21日板倉町臨時議会



館林市との法定合併協議会 設置までの流れ

請求代表者から請求代表者証明書交付の申請
平成27年11月5日

町は請求代表者に証明書を交付し、その旨の告示をしました。(11月9日)

請求代表者から686人分の署名簿が審査のため選挙管理委員会に提出されました。
12月7日

署名簿の審査(有効署名: 647人)
12月8日～20日
署名簿の縦覧
12月21日～27日

町に対して、請求代表者から署名簿を添え合併協議会設置の請求。12月29日

館林市に対して、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を照会しました。1月4日

館林市より、市議会に付議するもの三箇一〇月一日

合併協議会設置協議について
館林市及び板倉町の議会に付
議。
館林市議会で可決（4月15日）
板倉町議会で可決（4月21日）

法定合併協議会設置へ

に就任以来、公約として推進してきました。

平成22年の合併アンケートでは、「賛成」「どちらかといえど賛成」が併せて46%あり、「反対」「どちらかといえど反対」が併せて19%ありました。

長期的な視点から本町の将来を熟慮するとき、人口減少、少子高齢化は避けられない状況であり、生産年齢人口の減少による財政力の脆弱化や経常収支比率の高まりが心配されるところであります。

更に日常生活圏の拡大による広域的な行政需要の増加や行政サービスの多様化が求められていていると考えます。

今般、住民発議による1市

1町の合併協議会設置請求ではありますが、合併の是非も含めて、合併に關する事項を具体的に協議することは必要であると考えます。

法定合併協議会設置

合併特例法の規定による手続きを経て、館林市と板倉町の両議会が可決となりましたので、地方自治法及び合併特例法に基づき、法定合併協議会が設置されます。

今後、法定合併協議会については、広報紙や町公式ホームページを通じて、隨時お知らせしていきます。

問合せ 企画調整係
内線141

- 補助金、交付金等の取扱い
- 町名・字名の取扱い
- 国民健康保険事業・介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 行政区の取扱い
- 各種事業の取扱い
- 合併市町基本計画

4月21日臨時議会で可決
平成27年12月、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づく住民発議による館林市を合併対象市町村とする合併協議会設置請求があり、平成28年4月、両市町の議会の審議が行われました。
4月15日に館林市、4月21日に板倉町、それぞれ臨時議会を開催し、合併協議会設置協議について審議した結果は次のとおりです。

館林市 可決
(賛成16人 反対3人)

板倉町 可決
(賛成8人 反対3人)

この結果、館林市と板倉町での法定合併協議会が設置されます。

住民発議制度とは

合併特例法の規定により、有権者の50分の1以上の署名をもつて、合併対象市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる制度です。

法定合併協議会とは？

4月21日臨時議会で可決

住民発議制度とは

問合せ
企画
内線
141

問合せ
企画調整係
内線 141

結論になれば、合併したことになります。